

林業信用保証事業交付金のうち 森林・林業再生支援林業信用保証事業（新規）

【平成25年度概算決定額 256,000（0）千円】

対策のポイント

林業者・木材産業事業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、独立行政法人農林漁業信用基金がその債務を保証することにより、円滑な借入を可能とするための支援を行います。

<背景／課題>

- ・森林・林業基本計画により森林施業の集約化や路網整備、木材の利用拡大等の取組を推進するためには、円滑な資金調達を可能とする信用保証事業が重要な役割を担っています。
- ・独立行政法人農林漁業信用基金の代位弁済は依然として高水準で推移していることから、保証料率が引き上げられ、林業者・木材産業者の負担が増加するおそれがあります。

政策目標

森林・林業の再生を担う林業者・木材産業者の事業に必要な資金調達の円滑化

<内容>

森林施業の集約化や路網整備、木材の利用拡大等に取り組む林業者・木材産業者が、事業を行うに当たり必要な資金を円滑に調達できるよう、独立行政法人農林漁業信用基金の代位弁済額の一部について支援を行い、同基金の林業信用保証勘定の損益均衡を図ることにより、保証料の軽減を行います。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成25年度～27年度（3年間）

【担当課：林野庁企画課】

